

知事意見

「（仮称）上小泉地区新産業団地造成事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見について

令和5年11月24日

1 大気環境について

- (1) 方法書12ページ「2-6-4 工事用車両」に関して、周辺地域の生活環境に配慮した工事用車両の配車を検討すること。
- (2) 方法書110ページ「表4-3-2-1(1) 影響評価項目として選定した項目・選定しなかった項目とその理由」について、重機の稼働によって発生する二酸化窒素を環境評価項目に選定しないのは、重機を分散して稼働させることにより影響が小さいためとしているが、その理由を十分に説明すること。
- (3) 計画地の周辺には保育園及び住宅などがあることから、共用後における騒音、振動及び低周波音に十分配慮するよう設計を工夫すること。また、発生源を特定するため、計画地の西側における暗騒音及び暗振動の測定を検討すること。
- (4) 計画地は国道354号と国道122号の交差点部にあり自動車の停止及び発進が多く、交通量も多いことから、方向別や時間帯別の自動車の出入りを考慮した大気環境の調査を検討すること。
- (5) 騒音規制法（昭和43年法律第97号）第14条及び振動規制法（昭和51年法律第64号）第14条に基づき、特定建設作業を行う場合は作業開始の前の7日前までに届出をするとともに、機材の使用や作業場の設置に当たっては周辺住民に十分配慮した対策を講じること。

2 水環境について

- (1) 方法書8ページ「5. 排水工」について、「地区内の用水施設は適切に切り廻し等を行い、隣接及び下流域の農地の取水等に支障ないように計画する」とあるが、大泉町農業振興課と協議を行った上で適切に対応すること。
- (2) 方法書9ページ「図2-6-2-1 雨水幹線ルート図」について、計画地内の排水を既存排水路へ放流する計画としているが、下流では農業用水として取水しているため、放流する排水及び調整池の水質については、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）を満たすよう適切に管理すること。併せて、排水にあたって管理者に確認の上必要な手続を行うこと。
- (3) 調整池について、豪雨などにより溢水するおそれがあることに十分留意して設計すること。

3 地盤環境について

- (1) 方法書107ページ「表4-2-1(4) 環境影響要素の抽出」において土壤汚染物質を環境影響要素に抽出しない理由について、「造成に当たっては土壤汚染対策法に基づく調査が実施される。」とあるとお

り、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく土壌汚染状況調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は同法第14条に基づく申請など適切な対応を行うこと。

- (2) 盛土の作業中に、産業廃棄物が盛土に混入しないよう適切に管理すること。
- (3) 計画地は概ね沖積低地に位置し、地質が複雑になっている可能性があることから、方法書143ページ「図5-3-1-1 地質調査地点」に記載する地質調査地点ST-1及びST-2の間に、地質調査地点を1点追加することを検討すること。
- (4) 盛土することで地盤が沈下する可能性があることに留意した計画にすること。
- (5) 地盤沈下の対応について、地下水を大量に利用する企業が進出する場合は、沈下計の設置による継続的な沈下量の測定を検討すること。

4 生物環境について

- (1) 方法書6ページ「表2-6-1-1 土地利用計画表」について、公園・緑地及び調整池の占める割合が少ないため、できるだけ多くの野生生物が生息できるよう設計を工夫すること。
- (2) 生物環境の調査において、絶滅のおそれのある野生生物が見つかった場合は、水田雑草群落など群落の視点を踏まえた調査をすること。なお、文献から生物環境の状況を判断するのではなく、現地を確認して判断すること。
- (3) 計画地内の緑化について、地域の潜在自然植生に配慮して設計すること。
- (4) 計画地の周辺は植生自然度が低く高木林が少ない地域であるため、整備する公園、緑地及び調整池は野生生物の生息地として大きな役割を持つと考えられる。また、公園及び緑地に植栽する高木は、騒音、振動及び低周波音の影響を軽減することが期待される。そのため、これらを踏まえた植栽計画を立てること。

5 人と自然との触れ合いについて

- (1) 方法書16ページ「2-10 対象事業実施に必要な許認可等」について、本事業は群馬県景観条例(平成5年条例第37号)第16条に基づく大規模行為に該当するため、同条例第18条に基づき、当該大規模行為に着手する日の30日前までに、その内容を県都市計画課へ届け出ること。
- (2) 計画地内における埋蔵文化財の有無について、造成工事前に大泉町生涯学習課に協議した上で、試掘調査を行うとともに、本事業を進める中で埋蔵文化財が発見された場合は適切に対応すること。併せて、その旨を準備書に記載すること。

6 環境への負荷について

- (1) 方法書8ページ「2-6-2 工事内容」の「1. 準備・仮設工」について、本事業で発生したがれき類は計画地外で再生砕石に加工してから再利用することとしているが、本事業で発生した廃棄物は適切

に処理すること。

7 その他

- (1) 周辺住民から苦情・要望があった場合は、真摯に対応すること。また、周辺住民を対象として事業状況及び公害対策について説明する機会を積極的に設け、周辺住民と良好な関係を構築するよう努めること。
- (2) 計画地に隣接する国道354号は、国道122号と交差しており自動車の停止及び発進が多く、交通量も多いことから、計画地の自動車の出入り口を国道354号沿いに設置すると安全面に懸念が残るため、設置場所をよく検討すること。